

平成二十六年四月二十三日提出
質問第一三三五号

日中間の戦後補償訴訟に関連した中国政府による強制執行に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

日中間の戦後補償訴訟に関連した中国政府による強制執行に関する質問主意書

本年四月十九日、商船三井の所有する貨物船を中国海事法院が差し押さえる事態が発生した。一九三六年、当時我が国の海運会社に船舶を貸し出していた中国企業経営者の親族が、当時未払いだった賃借料等の支払いを求めていたことを受けての強制執行であると報じられている。右を踏まえ、質問する。

一 今回の中国当局による強制執行に対する政府の見解如何。

二 今回の強制執行を、政府、特に在中国日本国大使館はいつ知ったか。

三 今回の強制執行は、「戦争賠償の放棄」を中国側が宣言した日中平和友好条約に反するものと考え、政府の見解如何。

四 今回の強制執行を受け、政府として中国側にいつ、誰が誰に対し、どの場所でどのような抗議を行って、いるのか詳細に明らかにされたい。

五 政府、特に在中国日本国大使館として、今回の強制執行の流れを事前に把握し、それを阻止すべく、中国側に対する働きかけを行っていたか。

六 政府として、今回差し押さえられた船舶を取り戻すべく、中国側にどのような働きかけを行う考えでい

るのか説明されたい。

七 中国において、第二次世界大戦中の労働者が当時の日本企業に対して損害賠償を求めて訴訟を起こす動きが相次いでいる。今回の強制執行と同様の事態を生じさせないために、政府として今後どのような措置を講ずる考えでいるのか明らかにされたい。

右質問する。